

泉佐野市
避難行動要支援者避難行動支援プラン

平成26年4月作成
泉 佐 野 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	2
3 計画の対象となる要支援者	3
4 推進体制	3

第2章 避難行動要支援者の推進体制

1 官民協働による要支援者の避難支援	4
2 市の役割	4
3 地域の役割	5
4 関係機関・団体の役割	6
5 要支援者自身の役割	7

第3章 避難行動要支援者名簿情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	9
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	9
(2) 避難行動要支援者名簿の対象者	9
(3) 避難行動要支援者名簿への登録と 避難支援等関係団体への事前の名簿情報の提供	9
(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	9
(5) 支援団体に対する提供の手続き	10
(6) 支援団体の役割と活動	10
(7) 支援団体の要件	10
(8) 避難支援等関係者の安全確保	11
2 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法	11
(1) 管理方法	11
(2) 更新方法	11
(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために 市が求める措置及び市が講ずる措置	11
3 その他	11
(1) 平常時の訓練について	11
(2) 平常時からの見守りについて	11

第4章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の作成の目的	12
2 個別計画の作成	12
3 個別計画の共有、管理	12
4 具体的な支援方法等を調整するコーディネーター	12

第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類	14
2 避難準備情報発表の基準について	14
3 避難行動要支援者への情報伝達	15
4 要援護者の避難支援方法等の普及	15
5 避難支援訓練の実施	15

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	17
(1) 市における避難支援体制	17
(2) 地域における避難支援体制	17
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	17
2 安否確認情報の収集体制	17
(1) 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報の収集	17
(2) 避難支援者からの報告	17

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所等における支援対策	18
(1) 市における避難支援対策	18
(2) 地域の避難支援者による支援	18
(3) 避難生活への配慮	18
2 福祉避難所	18
(1) 福祉避難所の確保	18
(2) 福祉避難所の運営と整備	19
(3) 福祉避難所の対象者	19
(4) 福祉避難所となる施設	19
(5) 福祉避難所の指定と利用	19
(6) 避難行動要支援者のニーズの把握	19

資料編

用語の説明	20
-------	----

<様式>

- (参考1) 避難行動要支援者名簿
- (参考2) 地域の絆づくり登録届出書兼同意書
- (参考3) 避難行動要支援者避難行動支援プラン 個別計画
- (参考4) 避難行動要支援者避難行動支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

(1) 背景と目的

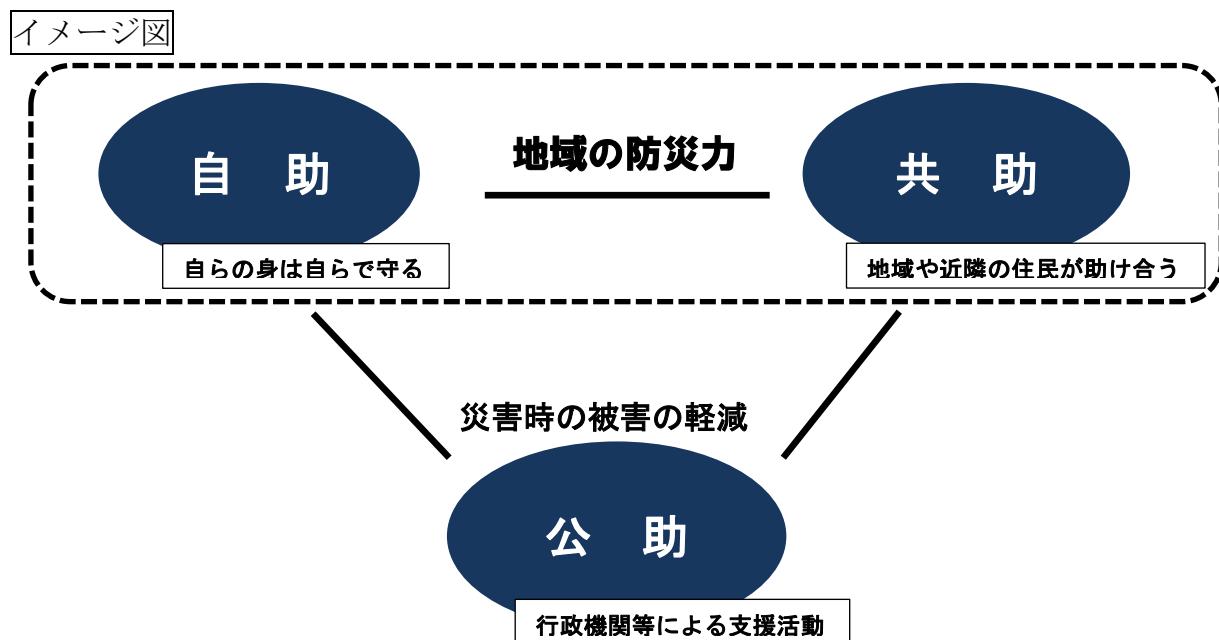
近年、地震、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模災害が発生しています。災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。

防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり中でも、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

本市では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」（以下「本プラン」という。）を作成しました。

(2) 「自助・共助・公助」の必要性

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え方、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、要支援者の総合的な支援対策を講ずるため、さらに、地域ごとに「個別計画」を作成し、地域における要支援者一人ひとりの支援活動を推進するための指針とします。



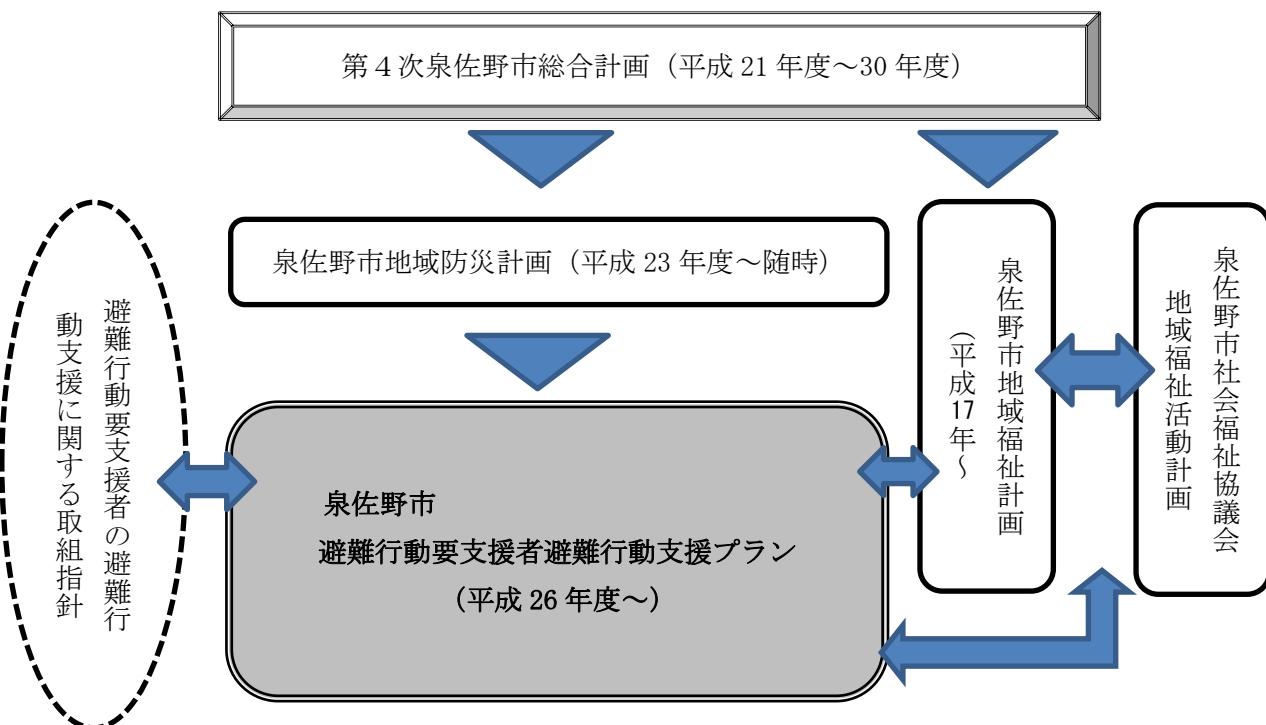
2 位置づけ

本プランは、避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「泉佐野市地域防災計画」を踏まえ、要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。

本プランにおける避難行動要支援者避難支援対策は、地域防災計画の「第1編 総則・災害予防対策編」の「第3章第5節 災害時要援護者への配慮」及び「第2編 地震災害応急対策・復旧対策編」の「第2章第2節 避難所の開設・運営」「第2章第5節 福祉活動」に記載されている「災害時要援護者」の安全確保や避難支援に関する事項を具体化するものです。

また、本プランは、「泉佐野市地域福祉計画」に示されている「市民による見守り活動の推進」、「地域の自主防災活動の促進」、「災害に備えた体制整備」「情報収集伝達体制の整備」の具体的な取組ともなるものです。

【泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プランの位置づけ】



3 計画の対象となる要支援者

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、一人暮らしなどの理由で家族等による必要な支援を受けることが困難な人について、重点的・優先的に進めます。

4 推進体制

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課、保健センター、社会福祉協議会（コーディネーター）で構成する「（仮称）避難行動支援者連絡会議」を設置します。当連絡会議は、関係機関と連携しつつ、平常時から情報の共有に努め、支援策の検討を行い、要支援者の避難支援対策を推進します。

■ （仮称）避難行動支援者連絡会議について

【位置づけ及び構成】

市の市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課、保健センターの職員及び社会福祉協議会（コーディネーター）による横断的なプロジェクト・チームとして設置します。

また、避難支援体制の整備推進にあたっては、防災関係機関（大阪府、警察署、泉州南広域消防本部、自主防災組織（※用語の説明）等）及び日頃から要支援者と接している団体関係者（民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、介護保険サービス事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者団体等）の参加を得ながら進めます。

【業務】

要支援者情報の共有化、避難行動要支援者参加型の地域防災訓練への協力、避難行動要支援に関する啓発、広報等を行います。また、地域防災計画における災害時要援護者への配慮等を踏まえ、支援策の検討を行います。

第2章 避難行動要支援者支援の推進体制

1 官民協働による要支援者の避難支援

災害に対する取組は、「自らの身の安全は、自らが守る。」、「自らの地域は、自らで守る。」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。本プランは、官民が協働して高齢者や障害のある人など避難にあたって優先的に支援が必要となる人の名簿を作成・共有し、その一人ひとりについてだれが支援し、どこの避難所へ避難させるかなど、具体的な避難支援のしくみづくりをめざすものです。

こうした取組を通じて地域で日頃からの防災対策や避難支援体制を話しあい、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援のしくみづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等をおこなう際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、町会（自治会）、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみでの取り組みが望されます。

避難行動要支援者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

2 市の役割

要支援者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりです。

① 防災担当部門

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、福祉担当部門や関係機関との連携のもとに要支援者情報を集約・整理した避難行動要支援者名簿を作成し、日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地域で行われる防災訓練等の支援により、地域における支援体制構築に努めます。

災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等支援団体等へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と避難支援に係る関係機関等との連絡調整を行います。また、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

② 福祉担当部門

平常時には、要支援者情報を収集・整理するとともに、防災担当部門と連携し、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行います。

また、日常業務を通じて支援団体やその支援者となる市民、地域組織等との関係づくりや災害時の避難支援に関する取り組みの周知・広報等に努めます。

災害発生時には、要支援者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

③ 保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、要支援者の避難動向や医療の継続状況等を調査し、医師

会や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

④ 消防本部・消防団

消防本部および消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、消防団は地震・津波や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防・救助活動にあたります。また、災害時以外には火災の予防や市民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防・防災のリーダーとしての役割を果たします。

3 地域の役割

要支援者の避難支援に関する地域の役割は、以下のとおりです。

① 町会（自治会）

日頃から要支援者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生委員児童委員や地区福祉委員等と連携し、要支援者の見守り活動を行うとともに、民生委員児童委員や自主防災組織と協力し、要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認をおこないます。

② 自主防災組織

自主防災組織は、町会（自治会）が中心となり、市民どうしの協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日頃から町会（自治会）と連携し要支援者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを行うとともに、町会（自治会）や民生委員児童委員と協力し、要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、避難情報を支援者に伝えるとともに町会（自治会）や地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

③ 民生委員児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて要支援者の見守り活動を行うとともに、町会（自治会）や自主防災組織と協力し、要支援者の個別計画を作成します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員等に協力し、要支援者の相談に応じます。

④ 地区福祉委員会

地区内の市民福祉の向上を目的とする自主的な市民組織であることを生かし、小地域ネットワーク事業の実施等を通じて、日頃から地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

⑤ 支援者

避難支援登録者を日頃から見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難情報を受け、避難支援登録者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

⑥ 事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日頃から災

害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町会（自治会）等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

4 関係機関・団体の役割

要支援者の避難支援に関する関係機関・団体の役割は、以下のとおりです。

①民生委員児童委員協議会

「災害時一人も見逃さない運動」への取組に引き続き努めるとともに、地区福祉委員会、町会（自治会）、自主防災組織など地域の関係団体との連携強化を進めます。

緊急時には、保管している「避難行動要支援者名簿」を開示し、安否確認を行うことから組織的な連絡体制を整備します。

②社会福祉協議会

地域福祉コーディネーターを配置し、地区福祉委員会や民生委員児童委員協議会などの支援団体と連携しつつ、支援者一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援がなされるよう調整を行います。

災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備します。

③社会福祉施設・福祉サービス事業者

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設等利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、行政からの要請に基づき災害発時における要支援者の一時的な避難施設として体制を整え、可能な範囲で要支援者を受け入れるとともに、市や地域組織に協力し、要支援者等からの相談に対応します。

④地域包括支援センター・相談支援機関

平常時から要支援者の避難支援に関する制度の周知を図るとともに、災害発時においては要支援者に対する災害情報、避難情報の提供や避難生活における各種相談への対応、継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整などに努めます。

⑤医療機関

入院者や来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発時においては負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努めます。

⑥ボランティア団体等

社会福祉協議会と連携し、被災した要支援者へ様々な支援活動を行います。

⑦保健所

日常の業務から、災害時に支援が必要な難病患者等の把握を行うとともに、市が行う要支援者把握のための調査への協力をしています。また、関係機関からの災害時の支援に関する相談に対応しながら、個別計画作成への支援・協力を行います。

災害発生時には、避難所における衛生管理及び健康管理に関する支援を行います。

5 要支援者自身の役割

要支援者自身の役割は、以下のとおりです。

①隣近所や地域の支援者等との関係づくり

最寄りの民生委員児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作つておきます。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

②必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を町会（自治会）や自主防災組織、民生委員児童委員などの支援者に伝えるようにします。

③避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路を家族や支援者などとともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

④非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

⑤災害に備えた備蓄

1人1日3リットルを目安として、最低1日分、可能であれば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、可能であれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取替えます。

⑥外出時の備え

外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境がふだんと大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

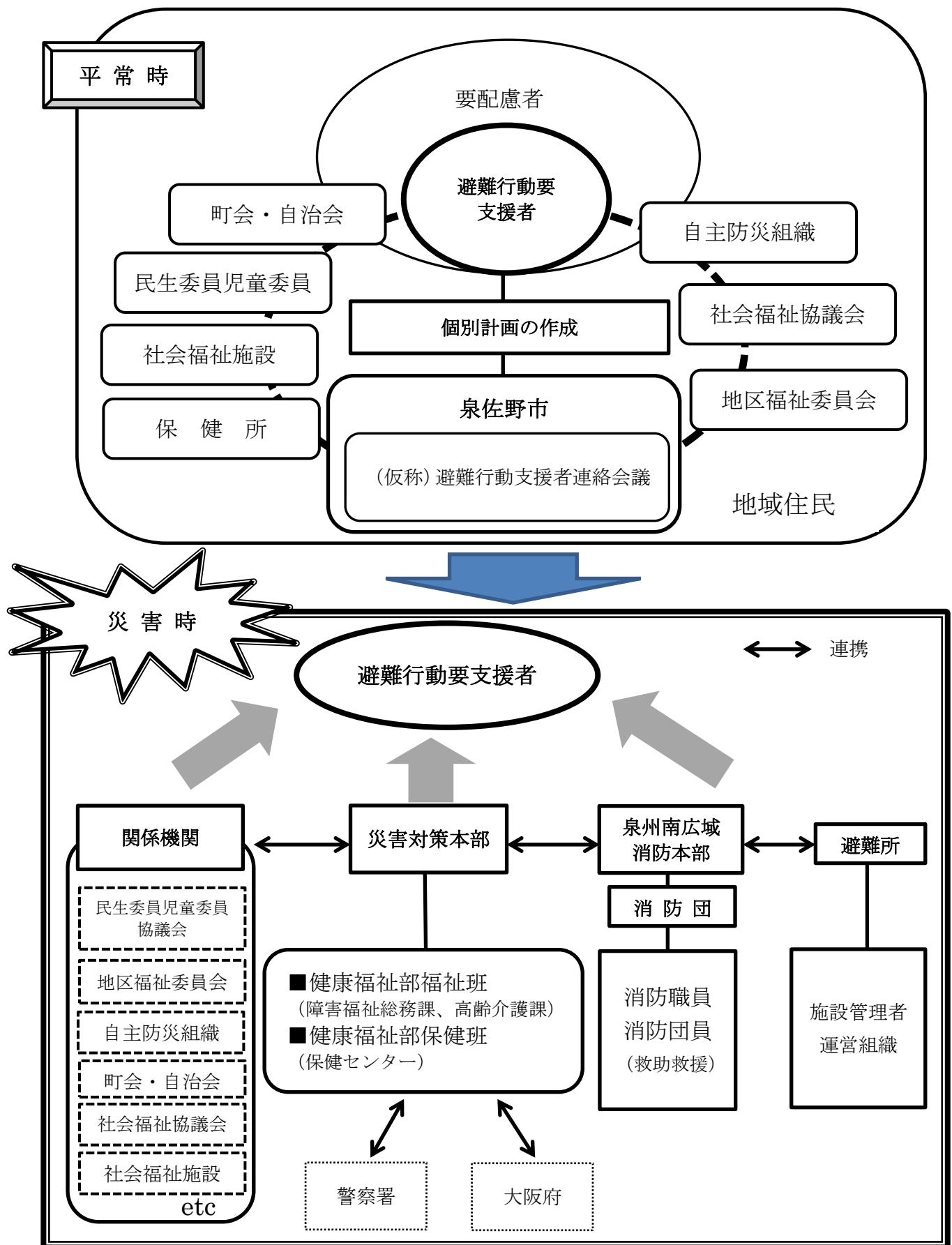
⑦住宅の安全対策

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などを考えます。

また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

【避難行動要支援者支援の推進体制】



第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者（※用語の説明）のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部局から収集した情報と民生委員児童委員及び大阪府をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、その情報のうち災害発生時等に特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」について対象者本人又は代理人からの申込に基づき、避難行動要支援者名簿を作成します。

（1）避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援、また避難所での生活支援を的確に実施するため、日ごろの支援活動を通じて避難支援が必要な情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

（2）避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者とは、生活の基盤が泉佐野市内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を必要とする人とします。

- ① 身体障害者手帳1級または2級を所持する者（児）
- ② 療育手帳Aを所持する者（児）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者（児）
- ④ 概ね65歳以上の一人暮らしの者で、且つ、災害時の自力避難に不安を抱く者
- ⑤ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5の認定を受けた者
- ⑥ 生命維持に必要な医療的ケアが必要な者（児）（※）
- ⑦ 前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者（児）

※自力での避難が困難、病院での処置を要する、人工呼吸器等利用のための電源が必要な場合等

（3）避難行動要支援者名簿への登録と避難支援等関係団体への事前の名簿情報の提供

登録希望者は、「地域の絆づくり登録届出書兼同意書」（以下「登録届出書兼同意書」という。）で市に申込みするものとします。この場合、登録希望者のうち平常時から名簿を提供することに同意を得られた要支援者について、災害時また平常時における支援のため当該名簿を地域の避難支援等関係団体（以下、支援団体という。）に提供することとし、災害時の支援のほか、平常時の訓練や地域の見守り活動等にも使用します。

（4）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体の状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情

報を本人及び市関係部局等で運用する福祉制度のシステム等から把握するものとします。

また、市で把握していない難病患者に係る情報を保健所より、一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯への訪問調査等の情報を民生委員児童委員協議会より収集するものとします。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

(5) 支援団体に対する提供の手続き

避難行動支援団体に対して避難行動要支援者名簿を提供しようとするときは、あらかじめ、当該支援者名簿の提供を受けようとする支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとします。その場合、提供を受けようとする名簿を管理する者をあらかじめ定めておくものとします。

(6) 支援団体の役割と活動

地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要支援者に係る情報の整理及び更新、個別計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、支援団体は、市と協力して以下に掲げる活動に努めるものとします。

- ①災害時における要支援者の迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声掛け、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供
- ② 災害時における情報の提供、避難誘導、安否確認及び避難生活の支援等
- ③ 支援が必要な人への名簿登録率向上のための様々な機会を利用した制度理解への働きかけ

(7) 支援団体の要件

避難行動要支援者名簿の提供先である支援団体については、泉州南広域消防組合、大阪府警察泉佐野署をはじめ要支援者の支援をしようとする自主防災組織、町会、自治会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、消防団その他の団体であって以下の要件を満たした団体であること等を参考に個別に判断することとします。

- ① 団体としての組織を備えており、現に地域に根ざした活動をしていること
- ② 民主的な運営がなされていること
- ③ 構成員の変更にかかわらず、団体そのものが存続すること
- ④ 代表の選出方法、総会の運営、財産の管理その他の団体としての主要な点が確定して

いること

⑤ 名簿を営利目的や宗教・政党の勧誘等に使用しないこと

なお、その他要支援者支援活動に取組んでいる団体について、その活動内容や当該地域団体との連携・協力状況を勘案して個別に判断することとします。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身とその家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

2 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

(1) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、市担当課（市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課）、社会福祉協議会及び地域の支援団体において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理します。

(2) 更新方法

市は、地域の支援団体及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係部局と共有するとともに、支援団体に提供します。

市及び支援団体等は、平常時において、対象者の情報を把握するものとします。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

支援団体は、市より提供された名簿に関する情報の適正な管理と細心の注意を払いながら、平常時から要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

3 その他

(1) 平常時の訓練について

避難行動要支援者名簿に基づいて安否確認訓練を行う場合には、市担当職員等が訓練参加し、実施した訓練内容について、制度上の課題等を検証します。

(2) 平常時からの見守りについて

支援団体等による地域の見守り活動等において、平常時から避難行動要支援者の実態把握に努めます。

第4章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

災害発生時には、要支援者の状況によって、避難の要否を判断することとなり、避難所へ行かない場合もありますが、個別計画は、基本的に「避難支援を要する人」について、平常時から、いざというときのための事前把握をしておくものです。

2 個別計画の作成

支援団体等は、提供された要支援者名簿をもとに社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携して、地域ごとに個別計画の作成を行います。

個別計画は、要支援者本人が必要な支援内容を認識するための手段であることから、支援団体等は、要支援者本人またはその家族等とともに、各地域における実情を踏まえ、支援に関する必要事項等を記載して作成します。

3 個別計画の共有、管理

個別計画の原本は市担当課が保管し、副本は本人及び各地域における支援団体の取組に応じ、要支援者を支援する関係者間と本人との間で共有するものとします。

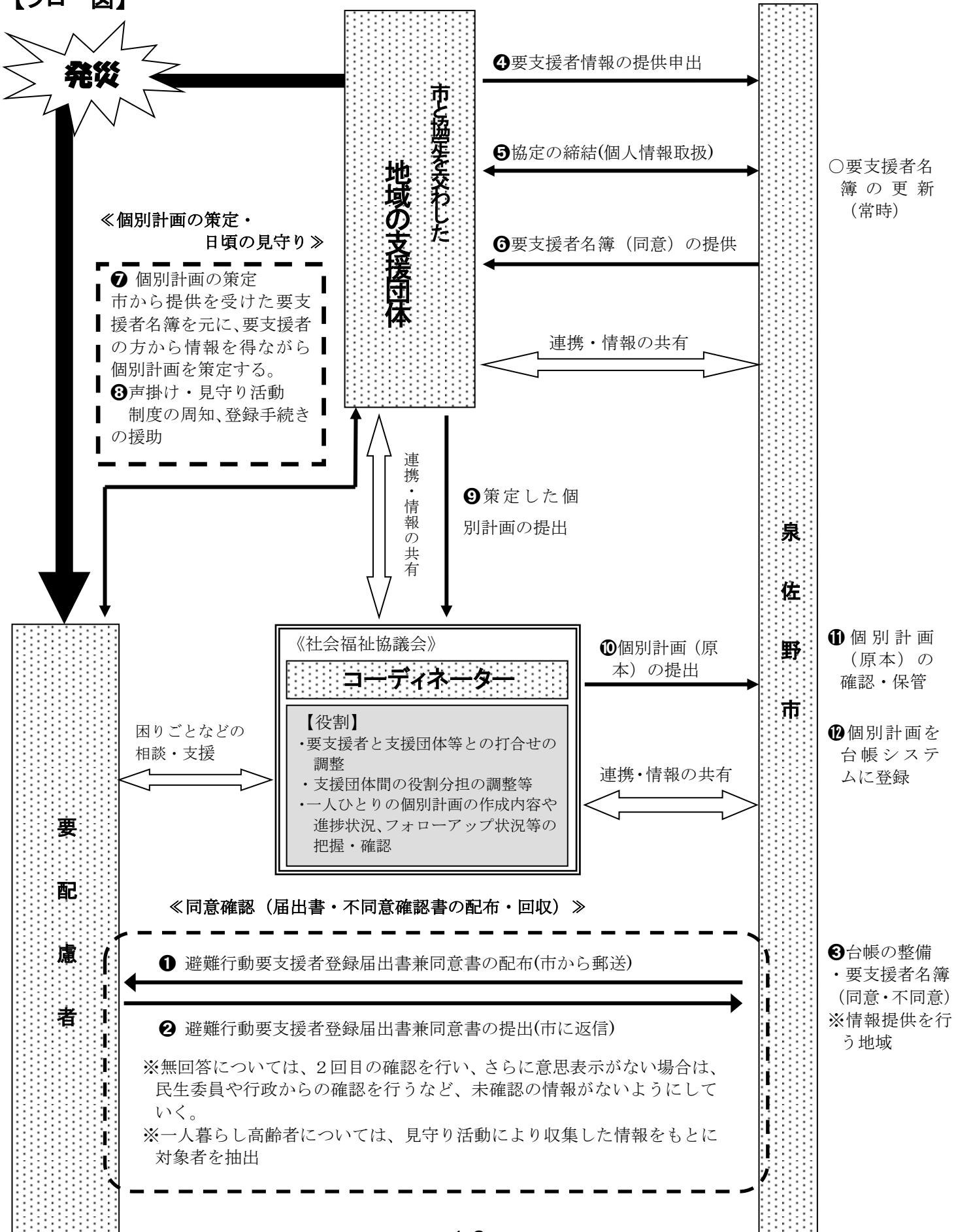
また、個別計画の内容については、支援団体が定期的に確認します。内容に変更がある場合、市担当課は保管する個別計画を修正するとともに、情報共有者の個別計画を改定された情報に更新します。

4 具体的な支援方法等を調整するコーディネーター

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、要支援者と支援団体等との打合せの調整、支援団体間の役割分担の調整等を行うとともに、支援団体等と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう調整を行います。

また、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、支援団体等を拡大するための取組を行います。その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに取組み、さらには、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討するものとします。

【フロー図】



第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類

市（市民協働課）は、大規模な地震災害等の発生または発生が予測される際に、迅速かつ安全に避難行動要支援者等の避難または避難誘導を促すために、避難情報を発表・発令し、避難支援等に向け、関係機関はもとより市民に広く周知します。

◆発令時の状況と市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	・災害発生の可能性が予想される状況	・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合	・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所への避難行動を開始 ・要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

2 避難準備情報発表の基準について

市（市民協働課）は、大阪府から必要な助言、支援を受け、気象情報、降水量、河川水位その他の各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の市民に避難勧告を発令する準備段階に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立します。

本プランの対象者となる要支援者等の避難準備については、前項で述べたように、市民協働課が中心となって、発令に応じた避難行動を促します。

3 避難行動要支援者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、携帯電話、ファクシミリ、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供します。また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を推進します。

<情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用
- イ FAXの活用
- ウ 放送事業者（テレビ、ラジオ等）への情報提供
- エ CATVによる情報提供
- オ 広報車等による広報
- カ おおさか防災情報メール
- キ 災害情報インターネットシステムの活用

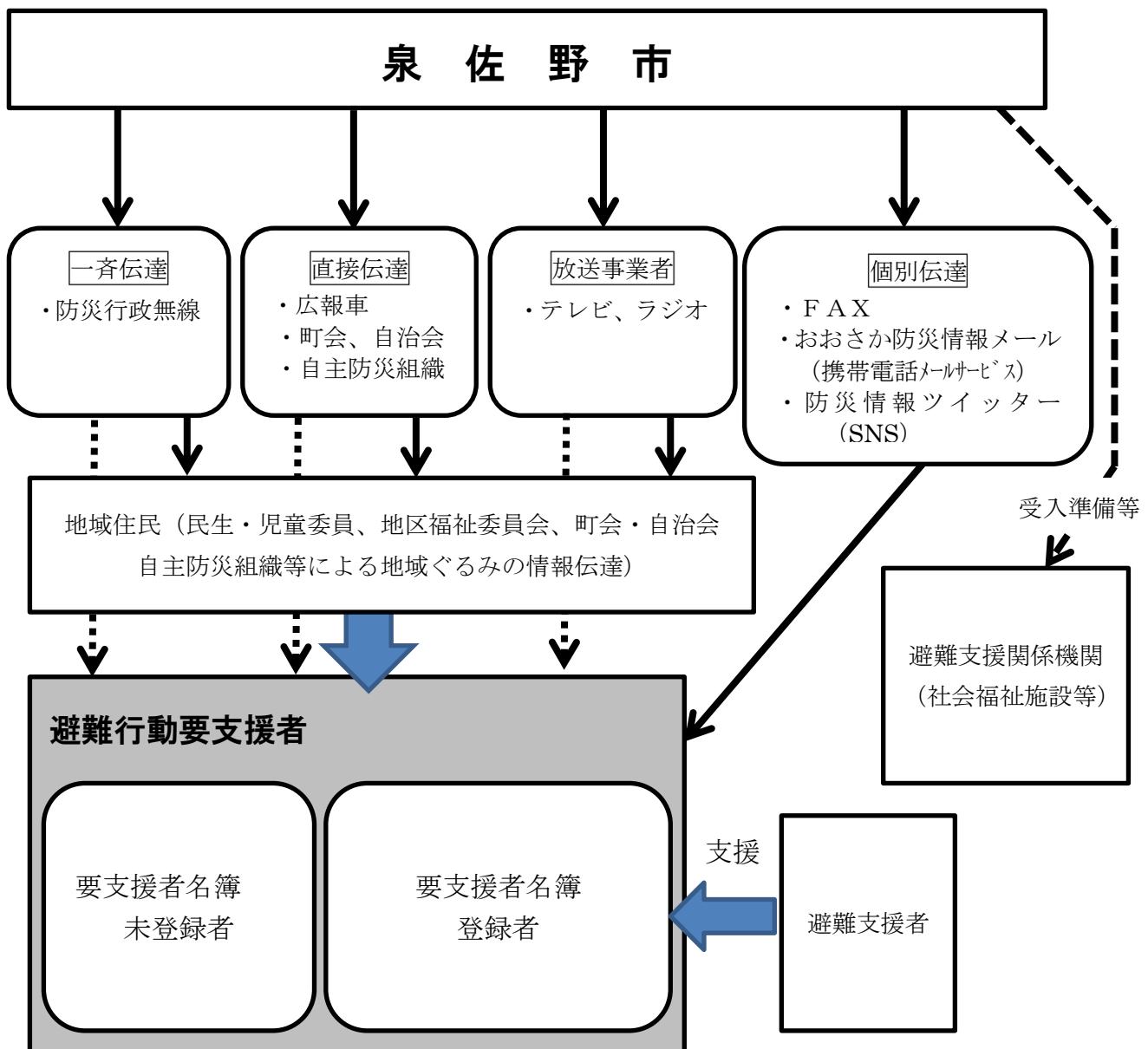
4 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、町会・自治会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や本プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

5 避難支援訓練の実施

市は、避難行動要支援者の避難支援に関する機関と協力・連携し、各種訓練等において避難行動要支援者名簿登録者の避難支援訓練を定期的に実施します。避難支援訓練は、行政主導のみならず、地域が主体となって自主的な訓練を実施することとします。

【避難行動要支援者避難支援の情報伝達】



【視覚・聴覚障害のある人に対する情報伝達方法】

障害のある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障害のある人	在宅	T V 文字放送 FAX、携帯電話メールサービス等
	屋外	携帯電話メールサービス等
視覚障害のある人	在宅及び屋外	防災行政無線 ラジオ等

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のため、市民協働課・障害福祉総務課・高齢介護課等の連携のもと、災害時の業務実施体制や職員配置等、市の体制を整備します。

また、災害時には、市災害対策本部本部班を中心に、防災情報等に基づいて、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報の発令時など、避難が必要な段階においては、避難行動要支援者名簿登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、本部班及び健康福祉部内に、要援護者避難支援の相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応します。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施します。支援ができない場合は、市災害対策本部へ連絡し、救出・救助や応援要請を求めるます。

市、民生委員児童委員、地区福祉委員会、町会・自治会、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人ととのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要支援者の受入れや移動支援など、避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

2 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者名簿登録者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施しますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない避難行動要支援者名簿登録者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、市は、市災害対策本部福祉班に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者名簿登録者の安否情報を収集することとします。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者名簿登録者を避難先へ収容した場合や避難行動要支援者名簿登録者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所等又は市災害対策本部に報告するものとします。

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援対策

(1) 市における避難支援対策

大規模な災害が発生した場合には、要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、市は地域防災計画で指定する避難所について、要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化や身体障害者用トイレへの改良・新設など、施設の整備改善を行います。またバリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障害者用トイレ等を速やかに仮設するものとします。

(2) 地域の避難支援者による支援

避難支援者は、避難生活時の配慮事項に留意するとともに、避難所には、要支援者の要望を把握するため、民生委員児童委員、地区福祉委員会、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉関係者、外国人支援団体、ボランティア等の協力を得ながら避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとします。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行うものとします。

(3) 避難生活への配慮

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者、子ども等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組みが重要となるため、市は保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所（※用語の説明）への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとします。また、要支援者に応じた食料や生活物資等の救援物資の確保および配布、要支援者のための福祉避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとします。

被災した要支援者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。市は、こうした避難生活を送る要支援者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行うとともに、必要な対策や支援を行います。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要支援者のための避難所として、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、要支援者の利用に適しており、かつ施設内における要支援者の安全性と安心が確保されている市内の社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。

(2) 福祉避難所の運営と整備

福祉避難所においては、要支援者の相談等にあたる職員等を派遣して、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。福祉避難所を指定した場合には、広報活動等を通じ、要支援者をはじめ広く市民に周知します。

また、市は、福祉避難所の整備及び円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要支援者のうち、一般の指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とするもので、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅のものとします。

なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとします。

(4) 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとします。

利用可能な施設とは、災害危険区域等にない次に掲げる施設とします。

- ①特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ②デイサービスセンター等の通所施設
- ③障害者支援施設（入所型、通所型）
- ④介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

(5) 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定します。この場合、当該施設との間で、災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとします。

また、市は、指定した福祉避難所を利用しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への待遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとします。

なお、福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。

(6) 避難行動要支援者のニーズの把握

市は、福祉避難所に避難している要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めます。

●用語の説明

※五十音順

【自主防災組織】

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

【避難行動要支援者】

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

避難行動要支援者避難支援プランを優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本プランでは、避難行動要支援者名簿に記載した要支援者と民生委員児童委員等の日頃の見守り活動などから支援団体が支援を必要と認めるものとする。

【福祉避難所】

避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、都道府県の委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の避難行動要支援者に1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

【要配慮者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。